

特定非営利活動法人日本心療内科学会 役員及び評議員選任規程

第1章 総則

平成17年5月20日制定

平成19年8月6日改正

平成20年3月15日改正

平成20年6月28日改正

平成21年11月28日改正

(適用)

第1条 特定非営利活動法人日本心療内科学会(以下「この法人」という)の役員及び評議員は、定款及び定款細則に定められたことのほかは、この規程によって選任される。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の運営及び選挙に関する事務処理等を円滑に実施するために、選挙管理委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、委員長1名及び若干名の委員をもって構成する。

3 委員会の委員長は、理事の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員会の委員は、評議員の中から委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5 委員は、選挙に関する事務に当たり、職員がこれを補助する。

6 委員会の細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第2章 評議員の選任

(定数)

第3条 定款第21条に定める評議員の定数は、選挙が行われる年度当初の正会員数の15%以内の数とし、その内、各支局に属する正会員の15%以内を支局の定数として改選の都度理事会で決定する。

2 評議員の選任は、選挙によるもののほか、定数の一部は推薦によることができる。

3 推薦による評議員の数は、第3条第1項に定めた評議員定数のおおむね10%以内とする。

(選挙の公示)

第4条 委員会は、選挙が行われる前年度中に選挙日程を決定し、理事会の承認を経て選挙が行われる年度の定期総会または学会誌において、選挙の概要を会告として公示しなければならない。

(評議員の選挙資格者)

第5条 評議員の選挙における選挙資格を有する者(以下「有資格者」という)は、選挙が行われる年度の12月1日までに会費を全納した正会員とする。ただし、選挙の日までに退会した場合はその資格を失う。

(評議員の被選挙資格者)

第6条 評議員の選挙における被選挙資格を有する者(以下「被選挙資格者」という)は、選挙が行われる年度の10月1日時点において継続して4年以上の会員歴を有し、かつ選挙が行われる年度の12月1日までに会費を全納した75歳未満の正会員とする。ただし、選挙の日までに退会した場合はその資格を失う。

2 被選挙資格を放棄する者は、委員会が告示した日までに書面で委員会に申し出るものとする。

(有資格者の確定)

- 第7条 委員会は、有資格者リストおよび被選挙資格者リストを作成し、投票締め切り日の2ヶ月前までに正会員に送付する。
- 2 正会員は、有資格者リストおよび被選挙資格者リストに脱漏又は誤記があると認めるときは、委員会があらかじめ明示した日までに委員会に異議の申し立てをすることができる。委員会は、異議が正当でないと認めるときは異議を申し立てた者にその旨を通知しなければならない。
- 3 委員会は、有資格者リストおよび被選挙資格者リストの訂正事項を投票締め切り日の1ヶ月前までに投票用紙とともにすべての有資格者に送付する。

(投票方法)

- 第8条 選挙は、委員会より送付した地方支局ごとに分けられた被選挙資格者リストに基づき、郵送による無記名投票により、すべての地方支局の割り当て人数を全有資格者で投票する。ただし、投票用紙を郵送するための外封筒の指定欄には、投票を行った有資格者の氏名を明記しなければならない。
- 2 投票数は、支局ごとに分けられた被選挙資格者数の2%前後とし、少なくとも1名以上とする。
- 3 有資格者は、委員会より送付された投票用紙を用いて投票し、これを投票用内封筒に入れ、密封したものを所定の郵送用外封筒に入れ、投票締め切り日(消印有効)までに委員会あて郵送しなければならない。

(開票方法)

- 第9条 委員会は、投票用紙の送付時に、投票方法ならびに無効投票となる条件について明示し、これに従って開票を行うものとする。
- 2 開票は、理事を含む3名以上の立会人のもと、委員会がこれを行う。

(無効投票)

第10条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を使用しなかったもの
 - (2) 支局ごとに定められた数を超えて投票したものは、当該する支局に限り無効とする。
 - (3) いずれの被選挙資格者を指すものか判定が困難なものは、当該する記載に限り無効とする。
 - (4) 投票締め切り日(消印有効)までに到着しなかったもの
 - (5) 投票用紙を郵送した外封筒の外側に、有資格者の氏名が記入されていなかったもの
- 前項のほか、様式に従わないもの、または投票の有効無効についての判定が必要なものは、選挙管理委員会において有効無効を決定する。

(当選の決定及び結果の公表)

第11条 地方支局ごとに得票数の最も多かった者から、順次、支局の定数までの被選挙資格者を当選者とする。

- 2 得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、原則として専門医、登録医、会員歴の順に優先して順位を定める。
- 3 当選者が決定したとき、委員会は、直ちに当選者にその旨を通知する。
- 4 委員会は、選挙の結果を理事会に報告し、理事会は、当選者を会員に公告する。
- 5 委員会は、選挙立会人が記名・捺印した選挙録を作成して保存し、会員から請求があれば、これを開示する。

(欠員の補充)

第 12 条 選任された評議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て評議員選挙における各支局の次点者を評議員として補充することができる。

2 前項によって評議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを公示する。

(評議員の再任)

第 13 条 理事会が、この規程により選任された評議員の再任の諮問を評議員会に行った場合は、評議員会において信任投票を実施し、その過半数の信任を以って、任期満了後も評議員の任期を更新できるものとする。

(選挙の疑義)

第 14 条 評議員の選任に関して疑義を生じたときは、委員会の議決によって決定し、理事会にて承認をえる。

(推薦による評議員の選任)

第 15 条 第 3 条第 2 項に規定した推薦による評議員は、業績並びに専門性などの学会運営上の必要性を考慮して、理事長が推薦し、次条第 1 項により選出された理事によって構成され会議を経て選任する。

第 3 章 理事及び監事の選任

(理事の選任)

第 16 条 理事は、この規程によって実施された評議員選挙において得票数の多かった選出評議員の中から、次の各号の要件を満たす者を、上位より、地方支局毎にその定数までを選出理事当選者とする。

(1) 原則として、本学会入会后 5 年以上学会活動に参加している評議員であること。

(2) 原則として、医師の場合は指導的役割を担う本学会認定専門医であること。

(3) 原則として、上位の選出評議員が同一施設に所属している場合は最上位者 1 名を選出する。

2 理事の定数は、40 名以内の数とし、前項より選出する理事の定数は、地方支局毎に当該選挙時における被選挙資格者の 2% 前後とし、改選の都度理事会で決定する。

3 前項より定められた定数の一部は推薦によることができるものとする。

4 理事会が、この規程により選任された理事の再任の諮問を評議員会に行った場合は、評議員会において信任投票を実施し、その過半数の信任を以って、任期満了後も理事の任期を更新できるものとする。

5 前項より任期を更新するためには、次の各号の要件を満たさなければならないものとする。

(1) 任期満了までの期間において、理事会に 3 回以上出席していること。但し、初めて再任される場合は、この限りではない。また、理事会に 3 回以上出席できなかったことにつき理由書が提出され、やむをえない理由によるものであると認められる場合には、この限りではない。

6 理事の当選の決定及び結果の公表は、この規程の第 2 章第 11 条を準用する。

(推薦による理事の選任)

第 17 条 前条第 3 項に規定した推薦による理事は、業績並びに専門性などの学会運営上の必要性を考慮して、理事長が推薦し、前条第 1 項により選出された理事によって構成される会議を経て選任する。

(監事の選任)

第 18 条 監事は、正会員の中から理事会が推薦する。

2 前項により選任された監事は、任期満了後も理事会にて再任を受ければ、任期を更新できるものとする。

第 4 章 雑則

(規程の変更)

第 19 条 この規程は理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、特定非営利活動法人の設立認証を受けた日から施行する。
- 2 この改正は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 20 年 3 月 15 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 21 年 11 月 28 日から施行する。